

## 経緯

- ・国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくため、都道府県に社会的養育推進計画の策定を求めた。(平成30年7月)
- ・各都道府県は、令和11年度を終期とし「令和2～6年度」「令和7～11年度」の各期に区分して計画を策定

### 【見直しの背景】

- ・令和4年改正児童福祉法において、**児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化**し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。
- ・また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書(令和4年2月)においては、都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと等が指摘されている。

→ これらを受けて、令和6年3月、新たな「都道府県社会的養育推進計画策定要領」が示された。

## 主な見直しのポイント

計画期間	・令和7～11年度の5年を1期として策定
項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の11項目を13項目とする。</li> <li>※「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設</li> <li>・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方を中心に据えた構成</li> </ul>
計画記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各項目ごとに「現行計画の達成見込み・要因分析の内容等」の記載を求める。</li> <li>・「資源の必要量等の見込み」「現在の整備・取組状況等」「整備すべき見込量等※」の記載を求める。</li> <li>※「整備・取組方針等」として具体的に記載することを求める。</li> </ul>
評価のための指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の策定要領においては、評価のための指標は例示となっているところ、次期計画では、各項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定</li> <li>・計画の進捗について、毎年度、当該指標等により自己点検・評価を求める。</li> <li>・国は、都道府県の取組の進捗について、毎年度、分析・評価して公表</li> </ul>

## 母子生活支援施設に関連する記載事項（抜粋）

(1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(2)当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

(3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

### <母子生活支援施設の体制整備・活用促進について>

母子生活支援施設は、社会的養護関係施設で唯一、母子が分離せずに入所し、安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を受けることができるという強みを活かし、**親子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで幅広い活用可能性がある。**こうした特性を踏まえ、各都道府県においては、DV被害に限らず、虐待、ネグレクト、障害、親子関係の問題、生活困窮、不安定な住環境など**様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設として、市区町村に対して幅広く活用を促す**とともに、母子生活支援施設における人材育成の支援など体制整備についても検討すること。

(4)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新規】

### <妊産婦等生活援助事業の整備について>

令和4年改正児童福祉法において、**生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業**を法律上位置付けるとともに、都道府県がその体制整備や支援を必要とする特定妊婦等への利用勧奨等を通じて着実に支援を届けていくこととされたところである。

この妊産婦等生活援助事業については、令和4年改正児童福祉法を踏まえて国において策定する実施要綱及びガイドライン等を踏まえ、同事業の整備が着実に進められるよう、**乳児院や母子生活支援施設等の活用を含め、必要な内容を盛り込む**こと。

(5)各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

(6)一時保護改革に向けた取組

(7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

(8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

### <母子生活支援施設について>

**従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設**であり、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念とともに、令和4年改正児童福祉法により、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等を支援するため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を制度に位置付けたことも踏まえ、**そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知**する。

### <地域支援・在宅支援の充実について>

施設は、ソーシャルワーク機能や相談支援に係る専門的な機能を有しており、**要支援児童や要支援家庭に対する支援においても重要な役割を担っている**ことから、**子育て短期支援事業など市区町村の家庭支援事業をどの程度実施しているのかが施設の多機能化・機能転換の取組を評価する重要な指標**となる。このため、**市区町村に対しては積極的な施設の活用を、施設に対しては積極的な事業実施を促していく**とともに、実施可能な事業や財政支援の説明を十分に行うこと。

(10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(11)児童相談所の強化等に向けた取組

(12)障害児入所施設における支援【新規】

(13)留意事項